

# 公認心理師法の改正に伴う本書内容の訂正

(2020年1月16日現在)

2019年12月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、それに伴い、公認心理師法第3条第1号も改正され、成年被後見人等を一律に欠格事由としていた規定が改正されました。

詳細は、以下のリンク先をご確認ください。

(一般財団法人 心理研修センター)

[http://shinri-kenshu.jp/topics/20191225\\_1606.html](http://shinri-kenshu.jp/topics/20191225_1606.html)

## 公認心理師法 改正内容

改正前	改正後
第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。	第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。
第1号 成年被後見人又は被保佐人 第2号～第4号 (略)	第1号 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの 第2号～第4号 (略)

また、改正内容に相当する「心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者」は、文部科学省令・厚生労働省令で「精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定義づけられています。

従来は、成年被後見人・被保佐人であるというだけで機械的に欠格事由とされていたことに対し、個別的な審査を行い、業務を行うことができないと判断された場合に限り欠格とする「個別審査規定」となりました。

以上の公認心理師法の改正に伴い、「赤本 公認心理師国試対策 2020」について、以下のよう  
 に本文内容が訂正となりました（第1刷用です。第2～4刷では訂正済みです）。

p.3 概要講義 下から4行目

訂正前	訂正後
①成年被後見人または被保佐人（精神上の障害で判断能力を欠くと判断され、後見人または保佐人が財産管理等を行っている人物のこと）	①心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

p.4 概要講義 上から3行目

訂正前	訂正後
まず①の成年被後見人または被保佐人とは、 <u>精神上の障害から、後見人または保佐人によって財産管理等が行われている人物</u> のことを指します。このような人物は、公認心理師になることができません。	まず①について、従来は、成年被後見人・被保佐人であるというだけで機械的に欠格事由とされていましたが、 <u>個別的な審査を行い、業務を行うことができないと判断された場合に限り欠格事由とする「個別審査規定」</u> になりました。

p.5 ブループリント・全キーワード解説 右側 上から18行目

訂正前	訂正後
① <u>成年被後見人</u> または <u>被保佐人</u> （精神上の障害で判断能力を欠くと判断され、後見人または保佐人が財産管理等を行っている人物のこと）	① <u>心身の故障</u> により公認心理師の業務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

p.18 過去問演習 問9 解説

訂正前	訂正後
<p>公認心理師の欠格事由は公認心理師法第 3 条に記載されており，その第 1 号が「成年被後見人又は被保佐人」。また，第 32 条には登録取り消しの事由が記載されており，その第 1 号が「第 3 条各号(第 4 号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合」である。そのため，成年被後見人になった場合は公認心理師の登録取り消しに該当する。公認心理師の職責である連携の義務(第 42 条)や資質向上の責務(第 43 条)を考慮すると，③，④，⑤は望ましくないが，欠格事由には当てはまらないし，登録取り消しの事由にも当てはまらない。 正解 ①</p>	<p>公認心理師の欠格事由は公認心理師法第 3 条に記載されており，本問が発表された当時は，その第 1 号が「成年被後見人又は被保佐人」とされていた。欠格事由に至った場合は登録が取り消されるため(第 32 条)，成年被後見人になった場合は公認心理師の登録取り消しに該当していた。しかし，2019 年末の公認心理師法の改正により，成年被後見人であるというだけでは欠格事由となくなった。よって，第 1 回追試が行われた当時は正解が①であったが，現在ではすべての選択肢が登録取り消しに該当せず，正解なしとなる。 正解なし</p>

## 正誤表 (2020年3月4日現在)

本書籍におきまして以下の誤記載がありました。謹んでお詫び申し上げます。なお、お手元の書籍の刷数によっては訂正済みの場合がございます。ご了承ください。

p.44 2行目

(誤) …分析に**単体**する… (正) …分析に**反対**する…

p.76 「意思決定」の説明文

(誤)

意思決定に関する代表的な理論に、プロスペクト理論が挙げられる。**利益を得ることができ**る場面では、**利益を確実に手にすることを優先**し、損失を被る場面では損失を最大限に回避することを優先する傾向のことである。

(赤字を削除し、「可能性がある」を追加)

(正)

意思決定に関する代表的な理論に、プロスペクト理論が挙げられる。損失を被る**可能性が**ある場面では損失を最大限に回避することを優先する傾向のことである。

p.94 8～10行目

(誤)

×⑤古典的条件づけにおいて、**無条件刺激と条件刺激を同時に提示する「同時条件づけ」**が最も効果が高く、**条件刺激→無条件刺激の順に提示する「順行条件づけ」**がその次、無条件刺激→条件刺激の順に提示する「逆行条件づけ」は・・・

(正)

×⑤古典的条件づけにおいて、**条件刺激→無条件刺激の順に提示する「順行条件づけ」**が最も効果が高く、**無条件刺激と条件刺激を同時に提示する「同時条件づけ」**がその次、無条件刺激→条件刺激の順に提示する「逆行条件づけ」は・・・

p.117 右側 11～12行目

(誤) ●頭頂葉：感覚情報の統合。**全般的な随意運動（意識的に行う運動）**

(正) ●頭頂葉：感覚情報の統合。**前頭葉の運動野と対応して随意運動を制御。**

p.159 下から4行目 問10の解説

(誤) 反抗性アタッチメント障害は… (正) 反応性アタッチメント障害は…

p.194 WPPSIの対象年齢

(誤) 2歳6か月～7歳1か月 (正) 2歳6か月～7歳3か月

p.195 WAISの対象年齢に、以下の赤字部分を補足として追加いたします。

(現在) 16歳～89歳

(追加内容) 16歳～89歳 (WAIS-IVより対象年齢が90歳11か月まで拡張された)

p.203 ソンディ・テスト

(誤) ④顔写真の… (正) ②顔写真の…

p.203 風景構成法

(誤) ③検査者は… (正) ②検査者は…

(誤) ④描画順序は… (正) ③描画順序は…

p.429 3行目

(誤) ⑤世界が破滅を妄想し、その妄想によって強い不安や絶望に…

(正) ⑤世界が破滅する様子を妄想し、強い不安や絶望に…